

エイプレイス西宮南

(夜間対応型訪問介護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社 Isla が開設するエイプレイス西宮南（以下「事業所」という）が行う夜間対応型訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 エイプレイス西宮南
- (2) 所在地 〒663-8132 兵庫県西宮市東鳴尾町2丁目3-18

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
 - 管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) オペレーター 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）
 - 利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
 - 利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
- (3) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 1名以上(常勤兼務)
 - 夜間対応型訪問介護計画に沿った定期的な巡回
- (4) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 1名以上（常勤兼務）

- オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問
- (5) 面接相談員 1名(常勤兼務)
- 日中の面接等を通じて利用者の状況を把握する。

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
- (3) 事務受付時間 9:00～18:00

※ 土日祝日及び、12月29日～1月3日を除きます。

(夜間対応型訪問介護のサービス内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 夜間対応型訪問介護の内容は、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービス、随時訪問サービスからなり、夜間対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、厚生労働大臣が定めた基準額から法定に沿った利用者負担割合分を算定した額になる。

2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに利用者に説明することとする。また、その場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 利用者宅から事業所への通報に係る通信料(電話料金)については利用者が負担するものとする。

4 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その都度、実費とする。

(サービス内容)

- (1) オペレーションセンターサービス

オペレーションセンターからケアコール端末を通じて、会話で安否の確認を行う。常に安心を提供しながら、状況により訪問などの要否を判断し、適切に対応する。

- (2) 定期巡回サービス

介護職員がご自宅を定期的に巡回訪問して各種の介護・介助を行う。

- (3) 随時対応サービス

ケアコール端末やペンダントの非常押しボタンによる通報で、体調不良、排泄介助等すぐに介護職員がかけつけ対応する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

西宮市（塩瀬地区、山口地区を除く）

(衛生管理)

第8条 サービス提供に際し、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、夜間対応型訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法)

第10条 夜間対応型訪問介護サービスの提供に当たり、利用者に用意していただくキーボックス等にて保管する。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した夜間対応型訪問介護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した夜間対応型訪問介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は西宮市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して西宮市が行なう調査に協力するとともに、西宮市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、西宮市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を西宮市に報告する。

5 事業所は、提供した夜間対応型訪問介護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果については訪問介護員等に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第14条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに西宮市、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 利用者に対する賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 適宜

2 事業者は訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 夜間対応型訪問介護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 西宮市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

3 前項に定めた記録は、書面に代えて電磁的記録によりにより行うものとする。ただし、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録で保存するものとする。

(研修・教育体制)

第17条 事業所は従業員に対し、その知識及び技術の向上を目的として、適宜教育と研修の機会及び内容を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者が継続して定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けるよう次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者への業務継続計画の周知徹底及び定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務改善計画の見直し及び変更

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第19条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

(3) 定期的な感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

(ハラスメント防止)

第20条 事業者は従業員へのハラスメント防止の観点より、別紙「セクシャル・ハラスメント防止規程」「パワー・ハラスメント防止規程」「妊娠・出産等に関するハラスメント防止規程」を定め、防止対策に努めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。